

自転車の悪質運転者に対する講習制度の新設

平成27年6月1日施行

危険な違反行為を3年以内に2回以上した自転車運転者は、県公安委員会が行う所定の講習「**自転車運転者講習**」を受講しなければなりません。



1

講習の流れ



14歳以上の者で、信号無視など、危険行為を3年以内に2回以上、摘発された自転車運転者

交通の危険を防止するため、県公安委員会が**自転車運転者に講習を受けるように命令**

自転車運転者講習を受講



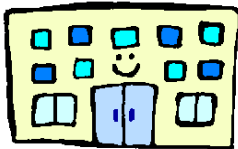
講習時間 : 3時間

講習手数料 : 5,700円

受講命令に従わない場合



5万円以下の罰金



講習場所

- ・運転免許センター
- ・署又は大型交番（内子交番・野村交番・鬼北交番）等

2

講習受講となる危険行為（違反行為）



① 法第7条

信号無視

信号機又は警察官等の手信号等に従わなければならない

② 法第8条

通行禁止違反

道路標識等により通行を禁止されている道路等の通行禁止

③ 法第9条

歩行者用道路における車両の義務違反

歩行者に注意して徐行しなければならない

④ 法第17条

通行区分違反

車道通行・左側通行の原則、安全地帯などへの立ち入り禁止

⑤ 法第17条の2

路側帯通行時の歩行者の通行妨害

歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない

⑥ 法第33条

遮断踏切立入り

遮断機閉鎖、警報機警報中の踏切内立入禁止

⑦ 法第36条

交差点安全進行義務違反

優先道路及び幅員が明らかに広い道路を通行する車両等の優先の原則

⑧ 法第37条

交差点優先車妨害等

交差点で右折する場合の直進又は左折車両等の進行妨害の禁止

⑨ 法第37条の2

環状交差点安全進行義務違反等

環状交差点での進行妨害、安全進行義務違反

⑩ 法第43条

指定場所一時不停止

一時停止の標識がある交差点での一時停止

⑪ 法第63条の4

歩道通行時の通行方法違反

道路中央から車道寄り部分の徐行義務及び歩行者の妨げとなる場合の一時停止

⑫ 法第63条の9

制動装置(ブレーキ)不良自転車運転

内閣府で定める基準に適合する制動装置の備え付け義務

⑬ 法第65条

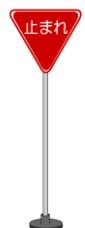
酒酔い運転

酒酔い運転の禁止

⑭ 法第70条

安全運転義務違反

他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない



県民の皆様へのお願い

～入って安心！かぶって安心!!～

1

自転車保険に加入しましょう



交通事故の加害者となった場合、自転車であっても多額の損害賠償を求められるケースがあります。



加入で安心

<事例1>
賠償額約5,000万円

夜間、女子高生が携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、歩行者と衝突し、歩行者に重大な障害が残った。



<事例2>
賠償額約3,000万円

朝、男子高校生が自転車で歩道から交差点に無理に侵入し、通行中の自転車と衝突した結果、相手が亡くなった。

※ 万が一に備え、損害賠償に対応できる保険に加入しましょう。

2

ヘルメットをかぶりましょう。



ヘルメットをかぶっていないければ、死亡していたと推定される大きな事故が発生しました。

[事故の概要: ヘルメットで一命をとりとめた事例]



車と自転車が衝突!!
自転車の利用者は、
ヘルメットを着用していたため、頭部に大きな損傷はありませんでした。



[自動車の損傷状況]



[自転車の損傷状況]



[ヘルメットの損傷状況]



自転車は自動車の仲間である「軽車両」です。
交通ルールやマナーをきちんと守り、自らの「命」を守るためにもヘルメットを着用して安全運転に心がけましょう。